



～家族を守る まちを守る～

今こそ耐震改修を考えてみませんか？

これまで日本では、地震による建物や家具の倒壊で多くの方が犠牲になっています。

住宅の倒壊は近隣の方や通行人に被害をおよぼすおそれもあるため、住まいの安全性を高めることは、地域全体の安全を守ることにもつながります。ご自身や大切な家族の命と暮らしを守るため、今のうちに自宅の耐震性の確認と必要な対策を進めましょう。

問合せ先 建築課 (☎76 - 1142)

Step1 安心して暮らすための第一歩

まずは「わが家の今」を知ることから始めましょう

本市では、旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象に、専門家による無料の耐震診断を実施しています。

Check!

対象の住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工した住宅である
- 自身が所有する住宅（戸建て、長屋、共同住宅）である
- 木造*で2階建て以下である ※混構造、ツーバイフォー構造、木質パネル構法は対象外



Q 耐震診断はどのように申し込むの？

A 建築課窓口や右記の申込フォームから申請できます。申込フォームは、必要事項を入力するだけで手続きが完了するため、どなたでも気軽に利用することができます。



Q 専門家による耐震診断では何をやるの？

A 建築士が住宅を訪問し、基礎や屋根、壁、柱などの状態や劣化の有無、普段見えない床下や天井裏なども点検し、住宅が地震にどれだけ耐えられるかを調べます。

調査結果は、住宅の地震に対する強さ（耐震性能）を示す数値として表され、数値（評点）が1.0未満の場合は、大きな地震に十分耐えられない可能性があるため、耐震改修が必要と判断されます。



Step2 わが家を地震に強くするため

耐震改修工事を行いましょ

耐震性に問題があると判定された場合、耐震改修工事を行う必要があります。

耐震改修は、建て替えに比べて費用を抑えられ、住みながら短期間で施工できる場合が多いため、日常生活への負担を最小限に留められるのが特長です。

Check!

耐震改修工事の一例

壁を強くする（耐力壁の補強）

柱と柱の間に斜めの「筋かい」を入れたり、構造用合板を取り付けたりして、地震に強い壁をつくれます。地震の揺れで家が傾いたり、形がゆがんだりする力を大きく抑えることができます。



基礎を強くする

家を支える基礎は、住宅の安全性を保つうえでとても重要な部分です。基礎を強くすることで、壁や柱の力を確実に支えられるようになり、地震の揺れに対してより安心な住まいになります。



接合部をしっかりとつなぐ

柱と梁などのつなぎ目に金物を取り付けることで、地震の揺れによって部材が外れたり、建物が倒れたりすることを防ぎます。



住宅を軽くする

家は重いほど、地震の揺れの影響を受けやすくなります。屋根を軽い材料に替えることで、建物への負担が小さくなり、地震による倒壊の危険を減らすことができます。



Q 少しでも安く耐震改修工事を行う方法はないの？

A 室外側から行う補強工法や床や天井を解体せずに行う補強工法があります。建物の状態に応じて適切な工法を選ぶことで、工事期間や費用を抑えることができます。

見積もり依頼の際には、最初に「できるだけ費用を抑えた耐震改修を希望します」と伝えることが大切です。あらかじめ希望を伝えることで、予算に配慮した工法の提案を受けやすくなります。

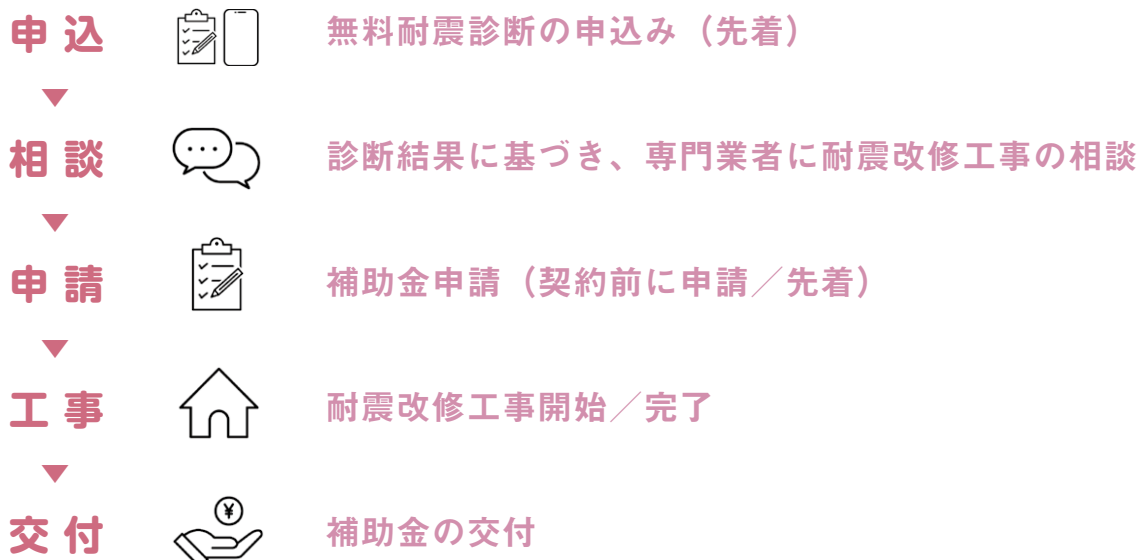


Step3 耐震化は難しい

耐震改修完了までの流れを知っておきましょう

Check!

無料耐震診断から耐震改修完了までの流れ



Q 専門業者はどうやって探したらいいの？

A 市から特定の専門業者を紹介することはできませんが、愛知県では、耐震改修に意欲があり、一定の技術力を有する事業者を公表しています。信頼できる業者を探す際には、このような情報を参考にするのも一つの方法です。



▲設計者を探す



▲施工者を探す

Q まとまった工事費を用意することが難しいときはどうしたらいいの？

A 市では、補助金を市から専門業者へ直接支払う「代理受領制度」を利用することができます。

多額の工事費を一時的に立て替える必要がなくなり、耐震改修工事を行う際の金銭的な負担を軽減できます。



小牧市耐震改修促進計画の改訂

国の基本方針の改正や、愛知県耐震改修促進計画の改訂を考慮し、本市の耐震化の現状を踏まえて計画の改訂を行いました。



▲詳しくはこちら

ID 12237

Step4 市の支援制度を上手に活用して無理なく耐震化

本市には耐震改修工事に最大**135**万円の補助があります

補助制度を上手に活用することで、費用負担を抑えながら、安全な住まいづくりを進めることができます。

Check!

令和8年度から、耐震改修工事費の補助限度額が115万円に引き上げられました。さらに、「精密診断法による耐震設計」を用いた工事は最大20万円の補助が上乗せされ、合計で最大135万円まで補助を受けることができます。また、耐震改修工事を二段階に分けて行う「段階的改修」も新たに補助の対象としました。

Q 精密診断法による耐震設計ってなに？

- A 壁の状態や傷み具合を確認し、計算を行う設計方法です。必要な補強箇所を的確に見極め、無駄のない耐震改修工事が可能となり、全体としてかかる費用が安くなる場合もあります。
※依頼する際は対応可能か専門業者にご確認ください。

Q 段階的改修ってなに？

- A 工事を2回に分けて耐震改修を進める方法です。一度にかかる費用を抑えることができ、無理のないペースで住宅の安全性を高めることができます。
なお、1回目の改修工事だけでも、耐震性に一定の効果はあるとされています。
(補助限度額 1回目60万円、2回目55万円)



耐震改修補助金のほかにも、住まいの安全対策を支援するさまざまな制度があります！

木造住宅除却費補助 【最大**20**万円】

耐震性のない旧耐震基準の木造住宅を解体する場合に利用できる補助制度

耐震シェルター・防災ベッド設置費補助 【最大**30**万円】

耐震性のない旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震シェルターや防災ベッドの設置費用を補助します。

ブロック塀等撤去費補助 【最大**20**万円】

道路に面した高さ1m以上のブロック塀で、地震などにより倒壊するおそれがあるものの撤去費用を補助します。

まずは気軽に相談を



耐震化は、時間がたつほど危険が増していく問題です。

「わが家は大丈夫かな？」「耐震改修は、どうやって進めればいいのか？」

そんな疑問や不安に、市職員が丁寧にお応えします。

この機会にぜひ「耐震改修」について考えてみませんか。

問合せ先 建築課 建築係 (☎76 - 1142)